

福祉医療費受給者証が新しくなります！

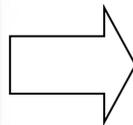
この度、岐阜県の福祉医療費助成制度において、全国的に採用されている公費負担者番号を使用することになりました。それに伴い、子ども・重度心身障がい者・母子家庭・父子家庭のすべての制度の受給者証が新しくなります。

令和8年4月1日以降も引き続き受給条件を満たす対象の方には、4月1日から使用できる受給者証を3月中旬に郵送します。（申請は不要です。）

現在お使いの受給者証につきましては、令和8年3月31日までお使いいただけます。期日が過ぎましたら、ご自宅で破棄してください。

福祉医療費受給者証		乳幼児等
受給資格者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印		
交付年月日		

令和8年3月31日までの受給者証



福祉医療費受給者証		乳幼児等
負担者番号		
受給者番号		
受給資格者	居住地	
	氏名	
	生年月日	
有効期間		
発行機関名 及び印		
交付年月日		

令和8年4月1日からの受給者証

問い合わせ先

神戸町役場 住民保険課

TEL : 0584-27-0174 (直通)